

那須赤十字病院 乳がん患者会「マンマぴあルーチェ」会則

【名称】

第1条 本会の名称は、乳がん患者会「マンマぴあルーチェ」と称する。

【目的】

第2条 本会は、乳がん患者が光り輝く人生となる様、活動する。

- (1) 乳がん治療中の患者が医療スタッフと情報交換しながら、交流を深める。
- (2) お互いの悩みや不安を語り合い、助け合い、知識向上を図り、共に煌めいた人生を歩む。

【活動】

第3条 本会は、前条の目的を達成するために次の活動を行う。

- (1) 講義及び実践式の学習機会を開催する。
- (2) お互いの体験や悩みの情報交換の集いを開催する。
- (3) 乳がんはもとより、医療・在宅ケア・健康等に関する情報の発信をする。
- (4) 医療機関の相談支援部門と協力・連携し地域の相談支援体制に参加する。
- (5) その他、関連する事業。

【会員】

第4条 本会の会員は、下記の者とする。

- (1) 本会の目的に賛同して入会した乳がんで通院中の患者。(他施設に通院中の患者も対象とする)

【役員】

第5条 本会運営のため、次の役員を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 1名
- (3) 幹事 2名以上（会計・書記を含む）

【支援者】

第6条 本会運営のため、下記の方々に支援を依頼する。

- (1) 那須赤十字病院内各関係スタッフ

【会合】

第7条 本会は次の会合を行う。

- (1) 毎月、定例会を行う。
- (2) 年1回、定期総会を行う。
- (3) 必要に応じ、会長が臨時総会を招集する。

【会費】

第8条 本会の会費は1ヶ月につき100円とする。集金は半期毎とする。

【会計年度】

第9条 会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

【禁止事項】

第10条 会員が本会において、下記の活動を行うことを禁止する。

- (1) 特定の政治や宗教活動を行うこと。
- (2) 医薬品、健康食品などの物品販売、勧誘を行うこと。
- (3) 営利目的の活動を行うこと。
- (4) 本会で得た個人情報等を営利目的などで利用すること。

【守秘義務】

第11条 会員は本会において得た個人情報について漏えいしない。

【罰則】

第12条 会則を守れない会員は、会員内で協議の上、脱会の措置をとることがある。

【改正】

第13条 会則の改正は、役員会で審議し総会の決議により行う。

【寄付】

第14条 本会の趣旨に賛同いただける個人及び団体から、寄付を受けることができる。

1口 1,000円

附則

この会則は2015年（平成27年）7月10日から適用する。

第4条・第6条・第7条・第13条の改正は2017年（平成29年）5月19日から適用する。